

大田市消防団給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第11号

大田市消防団給与支給規則の一部を改正する規則

大田市消防団給与支給規則（平成17年大田市規則第190号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年手当」を「年額報酬」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 4月から翌年3月までの期間（以下「年度」という。）を半期に区分し、11月及び翌年の5月を支給月とし、それぞれの年額報酬の2分の1の額を支給する。

第2条第2号及び第3号中「年」を「年度」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 前2号の規定により月割りにより計算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 出動報酬は、年度を4半期で区分し、3箇月分をそれぞれ8月、11月、2月及び翌年度5月に支給する。

第4条 団長又は分団長は、出動報酬の支給を受けようとするときは、支給すべき団員を調査し、別表に定める請求書により市長に請求しなければならない。

第5条から第11条までを削る。

別表中「（第11条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。